

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月
② 昭和39年8月
③ 昭和49年4月から同年6月まで

年金は自分のことなので、会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した。昭和49年4月から同年6月までについては、一緒に納付していた妻の国民年金手帳にはA区5の領収印が押印されている。B市役所では、昭和37年、39年度の記録は残っていないとのことであったが、ずさんな管理の上、記録に残っていないことは残念に思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、会社を退職後、A区役所で国民年金への切替手続きを行い、申立人の妻の分と併せて国民年金保険料を納付したと述べており、その妻は納付済みである。

また、申立人の妻は、国民年金保険料の納付や会社退職後の切替手続きもすべて申立人が行っていたと述べており、申立人が会社を退職後、申立人自身とその妻の国民年金保険料を一緒に納付していたと考えるのが自然である。

さらに、昭和49年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料欄に記載された金額は、申立人の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額と夫婦の国民年金保険料の金額とを合計した金額とおおむね一致している。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和47年9月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるほか、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続の後に国民年金手帳の交付を受けた記憶も無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)が無い上、関係人から申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける証言等も得られないことから、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

市の広報誌で国民年金制度を知った。市役所職員が自宅を訪れ、国民年金に加入した。申立期間を含む昭和40年度までの国民年金手帳及び領収書は不明であるが、昭和41年4月以降に発行された国民年金手帳及び領収書はすべて保管している。市役所の集金人に毎月納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、制度発足の昭和36年ごろ夫婦連番で払出しをされていることから、申立人は国民年金制度の関心が高く、54年9月に移住後、平成7年3月から任意加入しており、国民年金保険料を納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、市役所職員が自宅を訪れ、国民年金に加入し、市役所の集金人に毎月納付したと述べており、申立期間当時は、市役所職員による国民年金への加入勧奨及び集金人による収納が行われていたことが確認できた。

さらに、申立人の記憶する納付金額も当時の保険料額と一致するなど、申立人の主張に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年6月まで

国民年金には、親が加入手続をして、納付してくれていた。結婚後は、妻が初めは町内集金で、昭和46年から農協と一緒に納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は12か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和38年以降、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の所持している国民年金手帳及び領収書によると、申立人夫婦の国民年金保険料は口座振替が開始される昭和49年まで、夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人の妻は、申立期間についてはA市農業協同組合B支店で納付書により納付していたとしており、当時農業協同組合はA市の指定金融機関とされており、保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和49年1月から同年6月まで

国民年金には、結婚後、夫に勧められてA市役所で加入した。その後は夫の国民年金保険料と共に私が二人分納付していた。初めは町内集金で、昭和46年からはA市農業協同組合B支店で納付書により納付していた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の合計は12か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年以降、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の所持している国民年金手帳及び領収書によると、申立人夫婦の国民年金保険料は口座振替が開始される昭和49年まで、夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点は見受けられない。

さらに、申立人は、申立期間についてはA市農業協同組合B支店で納付書により納付していたとしており、当時農業協同組合はA市の指定金融機関とされており、保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間の国民年金保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から4年3月までの期間及び10年8月から11年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月から4年3月まで
② 平成10年8月から11年4月まで

厚生年金保険を受給している時(平成11年11月から12年9月ごろ)、市役所の年金窓口の女性職員から、「国民年金の未納及び申請免除期間のうち、現在納められる期間の保険料を納付すれば、年金額が増額する」との説明を受け、37万円ぐらい支払った。いつまでたっても増額されないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、納付時期、納付期間等についての記憶が曖昧であるため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、A市役所では過年度保険料及び追納保険料の収納業務を行っていた(市職員がいったん預かるとともに預り証を交付し、後に被保険者に代わって金融機関等で払込みを行う。)ことが確認できたが、申立人が国民年金保険料を納めた時期と思われる前後の平成10年4月から14年3月までの期間のA市の預り証の控えを確認したが、申立期間の預り証の控えは存在しなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から同年9月までの期間及び同年12月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年5月から同年9月まで
② 平成14年12月から16年3月まで

社会保険事務所の国民年金推進員が自宅を訪問し、年金受給資格を得るために不足期間を60歳までに納付する必要があるとの説明があり、平成15年6月か7月に現金で10数万円銀行に納めた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金推進員の説明を受け、平成15年6月か7月に一括して10数万円銀行に納付したと述べているが、一括納付したとする金額が、最初は30万円、その後20万円、10数万円と変遷している。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人及びその夫から聴取しても、納付期間等についての記憶が曖昧であるため、保険料納付状況等が不明である。

また、申立人は、一括納付した平成15年7月以降は国民年金推進員が来訪しなくなったと述べているが、社会保険事務所が管理する申立人の納付督促事蹟には同年から19年まで、申立人宅へ国民年金推進員が訪問した事蹟記録が確認できることから、申立内容が不自然である。

さらに、申立期間について、納付を行った場合を仮定してみても、申立人の主張する納付金額では、実際の保険料額と乖離するほか、申立人には申立期間以外に未納期間及び免除期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から53年12月まで
初めて国民年金の手続をしたのが昭和55年7月14日である。その時に特例で認められた減額一括納付の手続をして申立期間を含めて90か月分納付したはずであり、納付金額も10万円未満であった。
せつかく納付したのに昭和54年1月から55年6月までの国民年金保険料と誤って記載されているのではないか。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和55年7月ごろ国民年金の加入手続をした時に、特例で認められた減額一括納付の手続をして申立期間を含めて90か月分納付したはずであると主張しているが、過去の未納分を特例により減額で一括納付する制度は存在せず、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月時点では、特例納付できる時期でもなく、既に申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人のこれまでに交付された国民年金手帳は1冊であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から47年2月まで
当時、私の父親は雑貨店を営み、金銭的に余裕があった。身体障害者の伯母も一緒に生活し、面倒を見ており、その伯母は国民年金が納付となっているのに、私の年金が未納とは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続をし、その後納付をしているはずと主張しているが、申立人が所持する年金手帳は昭和62年1月に資格取得した記載があるもので、申立期間に係る資格記録の記載は無い上、申立人は申立期間当時の国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父親及びその伯母は既に亡くなっており証言を得ることができないため、当時の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 8 月 1 日から 20 年 8 月 30 日まで

私は、昭和 17 年 8 月 1 日から 20 年 8 月 30 日までの 3 年間、兵士の軍服を製造する A 社に勤務していた。当時会社は設立から日が浅かったが家族的雰囲気、会社幹部が従業員福祉に力を入れ、そのための諸施策を実施し、厚生年金保険についても何回も説明してくれ、私も加入していたはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において B 市に存在した A 社に勤務し厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、当該事業所を管轄する C 社会保険事務所、D 社会保険事務所においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、申立人は、「空襲による戦火を避けるため、E 村に一時事業所が移転した」と供述しているところ、事業主の家族は申立人の記憶とは異なる「B 市 F 区に事業所が存在した」と回答していることから、各管轄社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において調査を行ったものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、申立人は女性であり、申立期間のうち昭和 17 年 8 月 1 日から 19 年 9 月 30 日までは厚生年金保険は適用されない期間とされている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人は上司、同僚等を記憶しておらず保険料控除に係る証言が得られない。

さらに、申立人は申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 11 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
賃金計算書(給料明細)のとおり勤務しており、厚生年金保険料も控除されているため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金計算書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できるほか、社会保険庁の記録から、申立人は申立期間の同月中の平成 19 年 11 月 23 日に他の事業所において厚生年金保険に再取得していることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法(被保険者期間)第 19 条の規定によれば、被保険者資格を取得した同月に、同資格を喪失し、再び同月中に他の事業所において同資格を取得した場合は、最後の被保険者期間に係る事業主が同月の厚生年金保険料を納付することとされている。

また、申立人は、賃金計算書により保険料控除が確認できることから、厚生年金保険被保険者期間として認めるよう主張しているところであるが、当該規定に基づき、社会保険事務所は申立期間に係る平成 19 年 11 月分の厚生年金保険料を事業主へ還付しており、申立人は既にその事業主から当該保険料の払戻しを受けたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の平成 19 年 11 月に係る厚生年金保険被保険者期間は、同年 11 月 23 日に再取得した事業所の期間とされることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 50 年 2 月まで
高校卒業後、A社に入社し、エアコン取付けやアンテナ取付け等の仕事をしていた。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の当時の事業主の妻に確認したところ、申立期間において申立人が「勤務していた」と証言するとともに、「厚生年金保険には、今も当時も適用していないので、厚生年金保険料は控除していない」と証言している。

また、社会保険事務所が保管している健康保険記号索引事業所名簿においては、申立事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、事業主の妻からの当時の従業員は2名だったとの証言から、当該事業所は申立期間において、適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推測される。なお、社会保険事務所の記録によれば、事業主夫婦も申立期間において、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 7 月 10 日まで
昭和 22 年 3 月、A 専門学校を卒業し、同年 4 月、B 社に入社し、同じ学校の同期生である C 氏と同時に工務課に配属され、その後、同人と共に退職した。工務課には D 課長、企画課には E 課長、F 氏、倉庫課には G 課長、H 氏、I 氏、経理課には J 課長がいた。会社の概況は、所在地は K 市、社長は L 氏、製品品目は業務・家庭用品である。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に B 社において勤務していたことは同僚の陳述から推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の資格取得日が昭和 23 年 7 月 10 日と記帳されている上、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無く、連続している。

また、B 社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、入社日が申立人と同日又は以前と推認される同僚 18 人及び申立人と同日又は以後と推認される同僚 6 人の資格取得日も、申立人と同じ昭和 23 年 7 月 10 日と記帳されていることから、同社が、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月 2 日から 36 年 8 月まで

私は、A社のダム建設工事現場で、庶務課採用のジープの運転手として残務工事が終了した昭和 36 年 8 月ころまで働いた。33 年 7 月 1 日から 34 年 2 月 2 日までは厚生年金保険被保険者期間となっているが、申立期間は加入記録が無い。退職するまで同様に働き、35 年 12 月に行われた桜の移植に立ち会う本社社員をジープで案内した。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

ダム建設工事現場でジープの運転手をしていた同僚の証言から、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に事業所照会をしたところ、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者整理名簿の記録は、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることから、当該事業所は、社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったものと推認される。

また、A社の人事担当者は、上記整理名簿の職種別欄によると、申立人は傭員又は雇員で本社採用の正社員とは扱いが異なることまでは分かるが、当時の雇用契約の内容については不明と証言している。なお、申立人の採用に係わった現地事務所の担当者は死亡しているため事情を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年3月から28年8月まで

私は、学校を卒業してからA社に就職し、昭和24年8月に退職した後は、6か月くらいダム工場の現場の仕事をした。その後、25年3月から28年8月までの間の1年半くらいA社で働いた。この期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様に学校を卒業後、A社における勤務を経て、再度、昭和26年4月から同社に就職した同僚は、「同級生と一緒に入社したが、再入社したときは勤務していたか覚えていない」と証言しているほか、上記同僚を含め他の数名の同僚においても申立人の記憶は無く、再入社時には1年前後の試用期間があったと証言している。

また、当該事業所は、昭和52年12月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、関連資料等を得ることができないほか、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらない上、同名簿の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（社会保険庁保存の旧台帳）の記録と一致している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで

A社には昭和 41 年 1 月から勤めているが、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録は、同年 12 月の 1 か月だけなので、空白の期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚から、申立人がA社に勤務していた旨の証言を得られたことから、期間の特定はできないものの、同事業所において勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人によれば、同時に入社した人はいなかったと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じ昭和 41 年 12 月 1 日付けの厚生年金保険被保険者資格取得者が、申立人を含め 6 名確認でき、申立人より前に入社したとされる者も、同日付けの資格取得日となっていることが確認できることから、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格取得手続きを行っていた事情はうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料を所持していない上、同社は昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月15日から30年9月1日まで

私は、昭和26年3月から32年8月まで父親が経営するA社で働いたが、厚生年金保険の記録は30年9月1日からの加入になっている。26年10月にB病院に入院しており、健康保険を使ったと記憶している。当該事業所は、16年に既に法人となっているので、当然厚生年金保険に加入していると思っていた。個人事業所ではなく、法人事業所なので家族従業員も加入対象となるため、26年3月から30年8月までの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、申立人と一緒に営業をしていた同僚の証言から推認できる。しかしながら、商業登記簿により、当該事業所は申立人の祖父母及び父親が無限責任社員であり、その母親及び義兄も有限責任社員であるほか、申立人も昭和26年9月18日からは無限責任社員となっており、社会保険事務所の記録によれば、申立人及び当該役員を含め7名の家族従業員の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、すべて30年9月1日であることが確認できる。

また、申立人は、昭和26年10月ころ、盲腸の手術で入院した際に健康保険を使用した記憶があると申し立てているが、当時の医療機関は、「カルテは保存期限を超えているため確認することはできない」と回答している。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月から 1 年間 A 社に勤め、47 年 3 月 31 日に退職したが、厚生年金保険の加入期間が 46 年 4 月から 47 年 2 月までの 11 か月となっているため、同年 3 月を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務した A 社が保存する労働者名簿には、申立人の退職又は解職年月日 (47. 3. 28)、理由 (転職、市役所採用) と記載されているところ、申立人は、「昭和 47 年 3 月 20 日過ぎまで出社し、3 月下旬に B 県から C 県に転居した」と供述している上、当該事業所は、「申立人の在籍期間は 46 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 28 日まで」と回答しており、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、申立期間について雇用保険及び健康保険組合の加入記録を確認することができず、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。